

地方財政審議会付議（説明）案件

令和6年3月26日（火）

（案件名）

航空機燃料譲与税法施行規則の改正について（決裁案件）

○ 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第六条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聞かなければならない。

一 略

二 第二条第一項若しくは第三項、第二条の二第三項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 略

自治税務局 企画課

課長補佐 上田 恭平

（内 2 3 5 1 1）